

指定共同生活援助 サンライズ谷汲の杜 重要事項説明書

あなたに対する共同生活援助サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人大和社会福祉事業センター
法人所在地	岐阜県関市春里町3丁目3番34号
代表者氏名	理事長 大岩 寿喜子
電話番号	0575-22-2377

2 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	共同生活援助事業所・平成20年4月1日指定
指定事業所番号	2122600204
目的	入居者に対し共同生活を送る住居において家事等の日常生活上の支援や食事や入浴、排泄等の介護を提供します。
事業所の名称	サンライズ谷汲の杜
管理者、サービス管理責任者	管理者 柏尾 真道 サービス管理責任者 馬場 美江
主たる事業所の所在地	揖斐郡揖斐川町谷汲徳積98-4
主たる対象者	知的障害者
運営方針	社会福祉法人大和社会福祉事業センター サンライズ谷汲の杜運営規程による
電話番号	<谷汲の杜>0585-55-2287 / <谷汲深坂の杜>0585-56-3334
バックアップ施設名	ハートピア谷汲の杜、揖斐川町福祉作業所いずみ
開設年月日	平成20年4月1日
入居定員	16名

3 サービスに係る施設・設備の概要

<共同生活住居：サンライズ谷汲の杜 / 住所（揖斐郡揖斐川町谷汲徳積98-4）>

(1) 建物の構造

構造	木造2階建
敷地面積	231.46㎡
延床面積	303.94㎡

(2) 主な設備 1階 (161.53㎡)

設備の種類	室数	面積	ひとりあたり面積	備考
居室	1	12.42㎡		
居室	1	9.11㎡		
居間	2	19.88㎡	9.94㎡	
台所・食堂	1	21.55㎡		
浴室	1	7.70㎡		おおがたよくそう 大型浴槽
更衣・脱衣室	1	4.97㎡		
トイレ	2	6.38㎡		
洗面所 (廊下含)	1	8.28㎡		
テラス	1	10.86㎡		

(3) 主な設備 2階 (153.264㎡)

設備の種類	室数	面積	ひとりあたり面積	備考
居室	6	49.65㎡	8.27㎡	
洗面	1	1.65㎡		
トイレ	2	6.07㎡		
倉庫	1	46.37㎡		

＜ 共同生活住居：サンライズ谷汲深坂の杜 / 住所（揖斐郡揖斐川町谷汲深坂1707-1） ＞

(1) 建物の構造

構造	木造平屋建
敷地面積	211.18㎡
延床面積	192.14㎡

(2) 主な設備 (192.14㎡)

設備の種類	室数	面積	ひとりあたり面積	備考
居室	8	77.60㎡	9.7㎡	
台所・食堂・居間	1	28.53㎡		
脱衣室・浴室・洗面所	1	10.27㎡		おおがたよくそう 大型浴槽
トイレ	1	11.18㎡		

しゅくちよくしつ 宿直室	1	11.18㎡		
ろうか 廊下	1	37.76㎡		

とうじぎょうしよ こうせいろうどうしよう さだ していきじゅん じゅんしゅ いじょう しせつ せつび せつち
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

4 バックアップ施設の概要

しせつ めいしやう 施設の名称	しゃかいふくしほうじんだいわしゃかいふくしじぎやう 社会福祉法人大和社会福祉事業センター ハートピア谷汲の杜			
だいひやうしゃ かんりしゃ 代表者（管理者）	しせつちやう はくび しんどう 施設長 柏尾 真道			
しやうち 所在地	いびぐんいびがわちやうたにぐみふかさか 揖斐郡揖斐川町谷汲深坂1259			
でんわばんごう 電話番号	0585-56-1020			

しせつ めいしやう 施設の名称	しゃかいふくしほうじんだいわしゃかいふくしじぎやう 社会福祉法人大和社会福祉事業センター いびがわちやうふくしじぎやうじよ 揖斐川町福祉作業所いずみ			
だいひやうしゃ かんりしゃ 代表者（管理者）	しせつちやう はくび しんどう 施設長 柏尾 真道			
しやうち 所在地	揖斐郡揖斐川町三輪1347-1			
でんわばんごう 電話番号	0585-23-1212			

5 職員の配置状況

(1) 職員体制

令和6年4月1日現在

じゅうぎやういん しよくしゅ いんずう 従業員の職種・員数		さーびす かんりせきにんしや サービス管理責任者		せわにん 世話人		せいかつしえんいん 生活支援員	
		せんじゅう 専従	けんむ 兼務	せんじゅう 専従	けんむ 兼務	せんじゅう 専従	けんむ 兼務
じゅうぎやう 従業員 いんずう 員数	じょうきん にん 常勤(人)		1				
	ひじょうきん にん 非常勤(人)			8		14	
じょうきんかんさんご にんずう にん 常勤換算後の人数(人)			1	3.3		4	
きじゅんじやう ひつやうにんずう にん 基準上の必要人数(人)			1	1.9		3.2	

(2) 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
世話人	午前6:00～午前9:30 / 午前10:00～午後2:00 午後2:00～午後8:00 / 午後2:00～午後6:00
生活支援員	午前9:00～午後4:00 午後5:00～午前8:00 (午後10:00～午前5:00 休憩・仮眠等) 午後5:00～午後10:00

サービス管理責任者 かんりせきにんしゃ	通常勤務（８：００～１７：００） つうじょうきんむ
------------------------	------------------------------

6 サービスの内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「指定共同生活援助サンライズ谷汲の杜 サービス利用契約書」第４条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

① 基本的な生活にかかわる支援

種類	内容
食事	入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。
	入居者の状況に応じ、介護します。
	《食事時間》朝食（午前７：００～午前７：３０） 夕食（午後６：００～午後６：３０）
洗濯	入居者が常に衛生的で清潔感のある衣類を身につけていただけるよう支援を行います。
排泄	入居者の状況に応じて適切な排泄支援を行います。
着脱衣	季節や気候、入居者の状況や希望に応じた支援を行います。
整容	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援を致します。
清掃	入居者が快適な生活を送れるよう、事業所内の環境を清潔に保つことに努めます。 居室以外の場所については職員が行うことを原則とします。また居室についても状況に応じて支援を行います。
整理整頓	入居者本人の私物に関しては入居者自身で行っていただきます。但し、個々の状況に応じて必要な支援を行う場合は、事前に入居者の了解を得てから職員が一緒に行うことを原則と致します。
移動	利用者の心身状況に応じて適切な移動支援を致します。
安全管理	入居者の生活が安全で安心感のあるものとするため、必要な改善、修繕等の措置を講ずる等ハード面における安全確保の他、事業所における入居者の安全配慮など安全面についてトータルな対応を行い、安全確保に努めます。

② 日中活動にかかわる支援

種 類	内 容
日中活動支援	日中活動先との調整等をハートピア谷汲の杜、揖斐川町福祉作業所いずみと連携し支援します。
社会活動支援	入居者の状態に応じて、権利行使に関わる活動の支援を致します。

③ 社会生活にかかわる支援

種 類	内 容
コミュニケーション	入居者個々の能力に応じて、様々な手法により意思を伝達することが出来るように支援します。
金銭管理	基本的には入居者自身で行っていただきますが必要に応じて個々の能力に応じた方法で行えるよう支援します。
情報提供	社会参加を図る一環として、個別的な説明を含め、そのための有益で必要な情報を入居者へ提供します。
人間関係	必要な人的・物的な環境調整とともに、円滑な人間関係を築くための社会性を身につけることができるよう支援します。
相談及び援助	入居者及びその身元引受人または法定代理人等からの相談については、必要に応じて相談を受け支援を行うよう努めます。 〈相談窓口〉 生活支援員 竹中 登己
社会資源の利用	入居者がより社会と関わりのもてる生活を送ることのできるよう、公民館活動や地域住民の活動参加等社会資源の活用を図ります。

④ 保健医療にかかわる支援

種 類	内 容
健康管理	医療機関：いびがわ診療所 氏名：西脇健太郎 診療科目：内科・外科・小児科
服薬管理	管理が必要な入居者については医師の処方にもとづき、職員が入居者の服薬を管理します。予薬はマニュアルに基づき、誤りのないよう万全を期します。
通院・治療	サービス時間内に発生した事故について、治療が必要な場合は通院します。 また、家庭治療の超えない範囲で簡単な治療を行います。

7 利用料金

【別表】をご参照ください。

8 利用者の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上で他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

9 緊急時及び事故発生時における対応

利用者の容態に急変が生じた場合及び事故等が生じた場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な措置を速やかに講じます。また利用者及びその家族の指定する者（身元保証人）に対して緊急に連絡します。

（協力医療機関）

医療機関名	いびがわ診療所
主治医	西脇健太郎
所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪2497番地
電話番号	0585-22-2000
診療科目	内科・外科・小児科

※ 協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

10 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	施設所有者賠償責任保険

1 1 苦情等に関する相談窓口

とうしせつ 当施設 りようそだんまどぐち ご利用相談窓口	・受付担当者 生活支援員：竹中 登己 ・責任者 管理員：柏尾 真道 ・電話番号 0585-56-1020 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。
行政機関受付窓口	(揖斐川町役場) 揖斐郡揖斐川町三輪133 0585-22-2111 (大野町役場) 揖斐郡大野町大字大野80 0585-34-1111 (本巣市役所) 本巣市下真桑1000 058-323-7752 (神戸町役場) 安八郡神戸町神戸1111 0584-27-3111 (池田町役場) 揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-8314

県の窓口を紹介	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館6F 『岐阜県運営適正化委員会』 電話番号 058-278-5136
---------	--

1 2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「サンライズ谷汲の杜 危機対応マニュアル」により、対応いたします。
防災訓練	1年2回 実施予定です。
防災設備	・消火器 ・非常灯 ・誘導灯 ・スプリンクラー ・自動火災報知機

1 3 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立った共同生活サービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けているおそれがある場合には、直ちに防止策を講じます。

当事業所虐待防止に関する相談窓口	窓口担当者 生活支援員：竹中登己 ご利用時間 8:00から17:00 (日・祝祭日・年末年始休日を除く) 電話番号 0585-56-1020
------------------	---

1 4 当事業所を利用の際に留意していただく事項

事業所内の利用	事業所内の設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
喫煙	喫煙コーナーでお願いします。喫煙コーナーの他は、館内は全て禁煙です。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
貴重品の管理	入居者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、社会福祉法人大和社会

	福祉事業センターで負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	入居者の思想・宗教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みについては、ご遠慮ください。
衛生保持	事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守ってください。
その他	入居者に対するサービスの実施及び安全衛生当の管理上の必要があると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。 その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

15 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

付則

この重要事項説明書は、平成24年4月1日より施行する。

平成25年 4月1日改訂
 平成26年 4月1日改訂
 平成27年 4月1日改訂
 平成29年 4月1日改訂
 平成30年 4月1日改訂
 令和元年 4月1日改訂
 令和2年 4月1日改訂
 令和2年 8月1日改訂
 令和3年 4月1日改訂
 令和4年 4月1日改訂
 令和6年 4月1日改訂

【別表】 徳積住居：サンライズ谷汲の杜

利用料金

(1) 訓練給付費対象サービスの料金

訓練給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

【サービス利用料金】

（円／日）

共同生活援助サービス費（Ⅰ）（6：1の場合）

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2
利用料金	6,000	4,560	3,720	2,970	1,880

※各種加算料金については、障害者総合支援法に定められた給付額とします。

（1単位：10円）

やかん しえん たいおうかさん 夜間支援対応加算（Ⅱ）	しゅくちよく おこな やかん しえん じゅうじしや はいち 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定期的な巡回や緊急的な支援等を提供できる体制を確保している場合に算定	しえんたいしよらや にんい か 支援対象者が4人以下	1 1 2 単位/日
		しえんたいしよらや にん 支援対象者が5人	9 0 単位/日
		しえんたいしよらや にん 支援対象者が6人	7 5 単位/日
		しえんたいしよらや にん 支援対象者が7人	6 4 単位/日
		しえんたいしよらや にん にん 支援対象者が8人～9人	5 6 単位/日
きたく じ しえん かさん 帰宅時支援加算	りよう しや きせい とこな かぞく とう れんらく 利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援をおこなった場合に算定	きたくきかん 帰宅期間が3～6日	1 8 7 単位/月
		きたくきかん 帰宅期間が7日以上	3 7 4 単位/日
ちようきき たくじ しえん かさん 長期帰宅時支援加算	にちじよう りようしや きせい とこな かぞく とう 3日以上の利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援をおこなった場合に、3ヶ月を限度に算定	していきようどせい かづんじよ 指定共同生活援助	4 0 単位/日
じんいんはいち たいせいかさん 人員配置体制加算（Ⅰ）	していきようどせい かづんじよ じぎょう 指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に障害支援区分に応じて、一日につき所定単位数を算定	くぶん いじよう 区分4以上	8 3 単位/日
		くぶん い か 区分3以下	7 7 単位/日

じんいんはいち たいせいかさん 人員配置体制加算（Ⅱ）	せいいてきやうどせいかづんじょじぎょうしよ お 指定共同生活援助事業所に置くべき せわ にんおよ せいかえん いん くわ どくてい 世話人及び生活支援員に加え、特定 じゅうぎょうしゅうかんさんほうほう りようしゃ かず 従業者数換算方法で、利用者の数を 30で除して得た数以上の世話人又 は生活支援員が配置されている事業 所において、利用者に対し、指定共 うどせいかづんじょう ていきよう おこな ばあい 同生活援助等の提供を行った場合に しょうがいえん くぶん おう いちにち 障害支援区分に応じて、一日つき所 定単位数を算定		くぶん いじょう 区分4以上	33 単位/日 たんい にち
			くぶん い か 区分3以下	31 単位/日 たんい にち
につちゅえんかさん 日中支援加算（Ⅱ）	せいいかつかいごとうりようしゃ 生活介護等利用者が しんしん じょうきめう 心身の状況等により これらのサービスを りよう 利用することができ ないとき又は就労す ることができないと きに、当該利用者に たい につちゅう しえん 対して日中のに支援 をおこな ばあい を行った場合に、1 日につき しょうていたんいすう 所定単位数 を算定	につちゅえんたいしろう 日中支援対象 りようしゃ にん 利用者が1人 の場合	くぶん くぶん 区分4から区分6まで	539 単位/日 たんい にち
			くぶん い か 区分3以下	270 単位/日 たんい にち
		につちゅえんたいしろう 日中支援対象 りようしゃ にん 利用者が2人 の場合	くぶん くぶん 区分4から区分6まで	270 単位/日 たんい にち
		くぶん い か 区分3以下	135 単位/日 たんい にち	
ふくし かいご しょうかいせうしやうかいぜふ 福祉・介護職員等処遇改善加 算等（Ⅰ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん てきごう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎやう ちんぎん かいぜふ じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事に届け出た事業所に対して算定			しょうていたんいすう 所定単位数に 14.7%を乗じ たんいすう さんてい た単位数で算定
ふくし かいご しょうかいせうしやうかいぜふ 福祉・介護職員等処遇改善加 算等（Ⅱ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん てきごう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎやう ちんぎん かいぜふ じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事に届け出た事業所に対して算定			しょうていたんいすう 所定単位数に 14.4%を乗じ たんいすう さんてい た単位数で算定
ふくし かいご しょうかいせうしやうかいぜふ 福祉・介護職員等処遇改善加 算等（Ⅲ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん てきごう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎやう ちんぎん かいぜふ じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事に届け出た事業所に対して算定			しょうていたんいすう 所定単位数に 12.8%を乗じ たんいすう さんてい た単位数で算定
ふくし かいご しょうかいせうしやうかいぜふ 福祉・介護職員等処遇改善加 算等（Ⅳ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん てきごう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎやう ちんぎん かいぜふ じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事に届け出た事業所に対して算定			しょうていたんいすう 所定単位数に 10.5%を乗じ たんいすう さんてい た単位数で算定

利用者負担に関する月額上限

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね670万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 訓練給付費対象外サービスの料金（入居者負担によるサービス料金）

◎ サービス提供に要する下記の費用は、自立支援給付等の対象ではありませんので、実費をいただきます。

項目	金額	備考
家賃	12,000円/月	
水道光熱費	11,000円/月	電気・水道・ガス・灯油代等
食材料費	朝食・夕食 600円/回	
	昼食 300円/回	
日用品費	1,500円/月	トイレトペーパー・紙タオル等

※家賃助成金 1万円以上の場合は月額1万円を上限に補足給付が行われます。

※市町村民税非課税世帯が対象です。

※ホーム利用が月をまたがずに1日もご利用の無い場合は、上記費用をいたしません。

(3) 利用料金のお支払方法

前記 (1) (2) の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までに請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

指定口座への振込み

おおがききょうりつぎんこう いび してん ふつう
大垣共立銀行 揖斐支店 普通 NO. 891195

しゃかいふくしほうじんたいわしゃかいふくしじょう
社会福祉法人大和社会福祉事業センター

サンライズ谷汲の杜 理事長 おおいわ すきこ
大岩 寿喜子

【別表】

ふかさがじゅうきよ 深坂住居：サンライズ谷汲深坂の杜

利用料金

(1) 訓練給付費対象サービスの料金

訓練給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

【サービス利用料金】

（円／日）

共同生活援助サービス費（Ⅰ）（6：1の場合）

障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2
利用料金	6,000	4,560	3,720	2,970	1,880

※各種加算料金については、障害者総合支援法に定められた給付額とします。

（1単位：10円）

やかん しえん たいおうかさん 夜間支援対応加算（Ⅱ）	しゅくちよく おこな やかん しえん じゅうじしゃ はいち 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定期的な巡回や緊急的な支援等を提供できる体制を確保している場合に算定	しえんたいしよらや にんい か 支援対象者が4人以下	1 1 2 単位/日
		しえんたいしよらや にん 支援対象者が5人	9 0 単位/日
		しえんたいしよらや にん 支援対象者が6人	7 5 単位/日
		しえんたいしよらや にん 支援対象者が7人	6 4 単位/日
		しえんたいしよらや にん にん 支援対象者が8人～9人	5 6 単位/日
きたく じ しえん かさん 帰宅時支援加算	りよう しゃ きせい ともな かぞく どう れんらく 利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援をおこなった場合に算定	きたくきかん 帰宅期間が3～7日	1 8 7 単位/月
		きたくきかん にちじよう 帰宅期間が7日以上	3 7 4 単位/日
ちようきき きたく じ しえん かさん 長期帰宅時支援加算	にちじよう りようしゃ きせい ともな かぞく どう 3日以上の利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援をおこなった場合に、3ヶ月を限度に算定	していきようどせい かえんじよ 指定共同生活援助	4 0 単位/日
じんいんはいち たいせいかさん 人員配置体制加算（Ⅰ）	していきようどせい かえんじよにぎようしよ お 指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業員数換算方法で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に障害支援区分に応じて、一日につき所定単位数を算定	くぶん いじよう 区分4以上	8 3 単位/日
		くぶん い か 区分3以下	7 7 単位/日

じんいんはいち たいせいかさん 人員配置体制加算（Ⅱ）	してい きょうどせい かづんじょうじょうしよ お 指定共同生活援助事業所に置くべき せわ にんおよ せいかもえん いん くわ どくてい 世話人及び生活支援員に加え、特定 じゅうぎょうしゅうかんさんほうほう りようしゃ かず 従業者数換算方法で、利用者の数を 30で除して得た数以上の世話人又 は生活支援員が配置されている事業 所において、利用者に対し、指定共 同生活援助等の提供を行った場合に しょうがいえん くぶん おう いちにち 障害支援区分に応じて、一日つき所 定単位数を算定		くぶん いじょう 区分4以上	33 単位/日
			くぶん い か 区分3以下	31 単位/日
にっちゅえんかさん 日中支援加算（Ⅱ）	せいにかつかいごとうりようしゃ 生活介護等利用者が しんしん じょうきめつ 心身の状況等により これらのサービスを りよう 利用することができ ないとき又は就労す ることができないと きに、当該利用者に たい にっちゅう しえん 対して日中のに支援 を行なった場合に、1 日につき しょういたんいすう 所定単位数 を算定	にっちゅえんたいし 日中支援対象 りようしゃ にん 利用者が1人 ばあい の場合	くぶん くぶん 区分4から区分6まで	539 単位/日
			くぶん い か 区分3以下	270 単位/日
		にっちゅえんたいし 日中支援対象 りようしゃ にん 利用者が2人 ばあい の場合	くぶん くぶん 区分4から区分6まで	270 単位/日
			くぶん い か 区分3以下	135 単位/日
ふくし かいご しょうかいせうしやうかいぜん 福祉・介護職員等処遇改善加算等（Ⅰ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん てきごう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎょう ちんざん かいぜん じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事に届け出た事業所に対して算定			しょういたんい すう 所定単位数に 14.7%を乗じ た単位数で算定
ふくし かいご しょうかいせうしやうかいぜん 福祉・介護職員等処遇改善加算等（Ⅱ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん てきごう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎょう ちんざん かいぜん じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事に届け出た事業所に対して算定			しょういたんい すう 所定単位数に 14.4%を乗じ た単位数で算定
ふくし かいご しょうかいせうしやうかいぜん 福祉・介護職員等処遇改善加算等（Ⅲ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん てきごう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎょう ちんざん かいぜん じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事に届け出た事業所に対して算定			しょういたんい すう 所定単位数に 12.8%を乗じ た単位数で算定
ふくし かいご しょうかいせうしやうかいぜん 福祉・介護職員等処遇改善加算等（Ⅳ）	こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん てきごう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゅうしん じゅうぎょう ちんざん かいぜん じっし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事に届け出た事業所に対して算定			しょういたんい すう 所定単位数に 10.5%を乗じ た単位数で算定

利用者負担に関する月額上限

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

く ぶん 区 分	せたい しゅうにゅうじょうきよう 世帯の収入状況	げつがく ふたん じょうげんがく 月額負担上限額
せいいかつ ぽご 生活保護	せいいかつ ぽご じゅきゆうせたい 生活保護受給世帯	えん 0円
ていしよく 低所得	しちようそんみんぜい ひかせい せたい ちゅう 市町村民税非課税世帯（注1）	えん 0円
いっばん 一般 1	しちようそんみんぜい ひかせい せたい しよくわり まんえん ちゅう みまん 市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	えん 9,300円
いっばん 一般 2	じょうき いがい 上記以外	えん 37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね670万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

しゅ べつ 種 別	せたい はんい 世帯の範囲
さいいじよう しょうがいしゃ 18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	しょうがい かた はいぐうしゃ 障害のある方とその配偶者
しょうがい じ 障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	ほごしゃ ぞく じゅうみんきほん だいちょう せたい 保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 訓練給付費対象外サービスの料金（入居者負担によるサービス料金）

◎ サービス提供に要する下記の費用は、自立支援給付等の対象ではありませんので、実費をいただきます。

こう もく 項 目	きん がく 金 額	び こう 備 考
やちん 家賃	えん 22,000円/月	
すいどうこうねつひ 水道光熱費	えん 14,000円/月	でんき すいどう 電気・水道・ガス・灯油代等
しょごいりようひ 食材料費	ちようしよく ゆうしよく えん かい 朝食・夕食 650円/回	
	ちゅうしよく えん かい 昼食 300円/回	
にちようひんひ 日用品費	えん 2,000円/月	トイレットペーパー・紙タオル等

※家賃助成金 1万円以上の場合は月額1万円を上限に補足給付が行われます。

※市町村民税非課税世帯が対象です。

※ホーム利用が月をまたがずに1日もご利用の無い場合は、上記費用をいたしません。

(3) 利用料金のお支払方法

前記 (1) (2) の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までに請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

指定口座への振込み

大垣共立銀行 揖斐支店 普通 NO. 936084

社会福祉法人大和社会福祉事業センター

理事長 大岩 寿喜子